

大網白里市産業用地検討調査業務に係る質問と回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P2 4. プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件	・(6)法人業務実績として過去5年以内(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に千葉県、埼玉県、茨城県、東京都、神奈川県において産業系又は工業系の同種業務の実績を1件以上有する者であること。同種業務とは、適地選定調査、立地可能性調査業務及びその他の産業用地(工業団地含む。)創出に向けた土地利用構想、計画案の策定業務が内包されている業務であること。と記載あるが、産業用地の造成を行うための実施設計の業務も対象がご教授ください。	今回の業務は、大網白里スマートインターチェンジ周辺において企業の立地需要等を踏まえ、新たな産業用地の可能性調査を行い、産業用地整備計画の検討を行うものであり、造成の実施設計を行う前段となる事業化検討や、産業用地整備計画の検討段階に係る実績を対象としております。 したがいまして、産業用地の造成を行うための実施設計の実績は対象としません。
2	実施要領 P2 ISO9001 及びプライバシーマークの認証について	・ISO9001 及びプライバシーマークの登録証の写しは、プロポーザル参加申込書提出時に、あわせて添付するという認識でよろしいでしょうか。	参加申込の提出書類の法人概要調書(様式第2号)に添付願います。
3	実施要領 P4 提案書の部数について	・提案書 8 部は、正本 1 部・副本 7 部という認識でよろしいでしょうか。	正本1部・副本7部でお願いいたします。正本・副本の区別をする必要はありません。
4	実施要領 P4 プレゼンテーションについて	・「提出した提案書を基に実施すること。追加資料等は一切認めない」とありますが、プロジェクターを使用して提案書(PDF)を画面に投影しながら説明する、という認識でよろしいでしょうか。	プロジェクター、スクリーン、HDMI 配線はこちらで用意いたしますので、使用を希望する場合は、接続可能なノートパソコンをご持参ください。 提案書を画面に投影し説明することは可能です。

No.	質問項目	質問内容	回答
5	実施要領 P4 プレゼンテーション	・プレゼンテーションにあたっては、プロジェクター及びスクリーンが用意されていると考えてよろしいでしょうか。また、提案内容を一部抜粋してパワーポイントで説明することが可能でしょうか。	プロジェクター、スクリーン、HDMI 配線はこちらで用意いたしますので、使用を希望する場合は、接続可能なノートパソコンをご持参ください。 提案書の内容を一部抜粋し、画面に投影して説明することは可能です。
6	様式第 4 号-2 法人業務実施体制調書 (担当技術者)	・担当技術者は、業務に携わる者全員を記載するという認識でよろしいでしょうか。人数の制限があれば、ご教示ください。	記載する担当技術者については、人数制限はありませんが、業務仕様書に記載がある業務内容(1)～(10)の遂行に主として従事する技術者を対象に記載をお願いします。
7	様式第 4 号-2 審査評価基準 業務実施体制	・様式第 4 号-2 には担当技術者の業務実績を記載する欄がありませんが、審査評価基準の業務実施体制の審査の着眼点には、業務実績を有しているかが評価項目として記載されています。どのように評価するかご教示ください。 また、提案として望ましい資格を有するとはどのような資格を想定しているかご教示ください。 複数名担当技術者を記載した場合について、資格及び実績の評価方法はどのように想定されているかご教示ください。	様式第4号-2については、担当技術者の業務実績についても確認できるよう、様式を修正しました。 なお、本様式に記載する業務実績については、本業務と同種又は産業用地整備に関連すると思われる業務であれば、実施要領P4(6)の地域要件への該当を必須とするものではありません。 本業務の遂行にあたっては、都市計画及び地方計画に関する資格をはじめ、建設部門、土地区画整理、開発事業、事業採算性検討等に関する知見・資格を有する技術者の配置が望ましいと考えております。 評価については、各担当技術者が有する資格、専門性、業務実績の内容及び業務実施体制全体を総合的に勘案して評価します。

No.	質問項目	質問内容	回答
8	仕様書 P3 事業スケジュール案の検討 について	・事業スケジュール案の検討は、どの時点までを想定されていますか。「民間開発事業候補者、誘致候補事業者との協議及び手続き」と記載のあることから、企業立地時点までのスケジュールとの認識でよろしいでしょうか。	造成工事完了後、企業立地が開始される時点までを想定しています。
9	その他	・業務期間内に予定している関連計画改定、上位計画策定、庁内政策判断等で、本業務の前提条件となるものがあればご教示ください。前提条件の変動が生じた場合の取扱いについても併せてご教示ください。	業務期間内に改定が予定している上位計画、関連計画は次のとおりです。 ・大網白里都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和8年夏頃予定) ・大網白里都市計画マスタープラン(令和8年夏頃予定) なお、これらの計画改定や庁内方針の変更等により、本業務の前提条件に変動が生じた場合は、その取扱いについて受注者と市で協議のうえ対応するものとします。